

霞ヶ浦医療センター旧看護学校（建物）活用事業の公募について

独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センター（以下「当病院」という）は、建物の有効活用を図るために病院建物内の一部貸付を希望する民間事業者（以下「事業者」という）を公募することといたしました。

つきましては、希望する事業者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

平成30年7月26日

独立行政法人国立病院機構
霞ヶ浦医療センター
院長 鈴木 祥司

1 事業概要

(1) 事業名

霞ヶ浦医療センター旧看護学校（建物）活用事業

(2) 運営内容

事業者は、当病院が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、国立病院機構の運営・業務に関連性があり、地域医療、地域福祉等に貢献でき、公共性・公益性の高い事業と考えられる社会福祉施設等として運営の全般を実施する。

(3) 貸付（運営）期間

平成31年2月1日～平成34年1月31日（3年間）

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間満了をもって契約は終了し、更新はしない。

(4) 建物概要

所在地 土浦市下高津2-7-68

霞ヶ浦医療センター旧看護学校（軽量鉄骨造2階建）

面積 約 283.67 m²

延べ床面積 約 472.27 m²

・事務室	1F	97.04 m ²
・控室	1F	11.26 m ²
・応接室	1F	26.22 m ²
・倉庫	1F	8.40 m ²

・教室 1	2F	86.64 m ²
・教室 2	2F	86.64 m ²
・教室 3	2F	86.64 m ²
・看護実習室	2F	81.23 m ²

2 参加資格、選定基準及び評価基準

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

(1) 企画書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ①法人等を設立して5年以上経過しており、現に社会福祉施設等を建設、運営し、良好な運営実績が3年以上あること
- ②法人等の財務状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと
- ③不正及び不誠実な行為がないこと

(2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準

①企画書の提出者の能力

同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

②担当予定スタッフの能力

スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

③社会福祉施設等の運営方針等

運営方針・運営方法の妥当性、職員は一計画の妥当性、当該運営に対する取り組み意欲

④運営者からの提案

企画の適格性、企画の想像性、企画の現実性

⑤賃貸借料の妥当性

(3) 見積書の記載方法

見積価格は月額賃料（消費税抜き）を記載

(4) 評価基準の方法

評価方法は別添「霞ヶ浦医療センター旧看護学校（建物）活用事業評価項目別評価基準」のとおり

(5) 事業者決定の日時及び方法

①決定方法

提出された企画書を上記（4）に基づき評価し、併せて予定価格を超えた見積書の価格を提示した者のうちから、企画書の評価点数が最も高い者を第一交渉権者に決定する。

②見積書の開封日時及び場所

開封日時：平成30年9月20日（木）

場 所：霞ヶ浦医療センター 研修棟2階 第1会議室

そ の 他：見積書の開封は企画書を提出した事業者立ち会いの下で実施する。なお、開封日に立ち会えない場合は、契約に直接関係しない当院職員を立ち合わせ実施する。その場合は後刻結果を通知する。

3 手続等

(1) 担当課

〒300-8585 茨城県土浦市下高津2-7-14

国立病院機構霞ヶ浦医療センター 企画課

担当：契約係長 吉田 篤門

電話 029-826-7552（直通）

(2) 説明書の交付期間及び場所

①交付期間（時間）

平成30年7月26日（木）から平成30年9月13日（木）

（平日9時～17時）

②交付場所

「(1)」に同じ

(3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法

①登録期限

平成30年9月13日（木）

②登録場所及び方法

「(1)」に同じ（別紙「応募申込書」を持参または郵送）

(4) 企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

平成30年9月13日（木）17時

②提出場所及び方法

提出場所：「(1)」に同じ

提出方法：持参または郵送（必着）

見積書は封書で提出

4 その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書または企画書及び見積書は無効
- (2) 契約書作成の要否
要（別添「定期建物賃貸借契約書（案）」の予定）
- (3) 企画書のヒアリング
必要に応じて実施
- (4) 関連情報を入手するための窓口
上記3－（1）に同じ
- (5) 詳細は説明書による